



鳥取県公報

平成16年12月17日(金)
第7647号

毎週火・金曜日発行

目 次

告 示	景観形成地域の指定の一部改正 (990) (景観自然課)	1
	保安林の指定の解除 (991) (森林保全課)	2
	保安林の指定施業要件の変更予定 (992) (＃)	2
	県道の区域の決定 (993) (道路課)	3
	県道の区域の変更 (994) (＃)	3
	県道の供用の開始 (995) (＃)	4
	急傾斜地崩壊危険区域の指定 (996) (治山砂防課)	4
	災害危険区域の指定 (997) (建築課)	5
	物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の 資格審査の申請手続等 (998) (審査指導室)	5
教委告示	定例教育委員会の召集 (27) (教育総務課)	7
公 告	保安林の指定施業要件の変更予定に係る森林所有者等への公示による通知 (森林保全課) ...	8

告 示

鳥取県告示第990号

平成6年鳥取県告示第366号(景観形成地域の指定について)の一部を次のように改正し、平成17年1月1日から施行する。

平成16年12月17日

鳥取県知事 片 山 善 博

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削る。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を削り、次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分を加える。

改正後	改正前
鳥取県景観形成条例(平成5年鳥取県条例第3号)第7条第1項の規定に基づき、次のとおり景観形成地	鳥取県景観形成条例(平成5年3月鳥取県条例第3号)第7条第1項の規定に基づき、次のとおり景観形

域を指定するので、同条例第10条第5項の規定により告示する。

その区域を表示した図面は、鳥取県文化観光局景観自然課、米子市役所、淀江町役場、大山町役場、名和町役場、中山町役場、伯耆町役場及び江府町役場に備え置いて縦覧に供する。

(1) 略

(2) 景観形成地域の区域

市町	区域
米子市	岡成及び泉の各一部
略	
中山町	高橋、羽田井及び松河原の各一部
伯耆町	小林の全部並びに大原、久古、須村、番原、福岡、真野、丸山、岩立、上野、大滝、大内、金屋谷、栃原、富江及び福兼の各一部
江府町	大字御机、大字美用、大字吉原及び大字大河原の各一部

成地域を指定するので、同条例第10条第5項の規定により告示する。

その区域を表示した図面は、鳥取県生活環境部全県公園化・景観政策課、米子市役所、岸本町役場、淀江町役場、大山町役場、名和町役場、中山町役場、江府町役場及び溝口町役場に備え置いて縦覧に供する。

(1) 略

(2) 景観形成地域の区域

市町	区域
米子市	岡成及び泉の各一部
岸本町	小林の全部並びに大原、久古、須村、番原、福岡、真野及び丸山の各一部
略	
中山町	高橋、羽田井及び松河原の各一部
江府町	大字御机、大字美用、大字吉原及び大字大河原の各一部
溝口町	岩立、上野、大滝、大内、金屋谷、栃原、富江及び福兼の各一部

鳥取県告示第991号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成16年12月17日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 解除に係る保安林の所在場所

東伯郡大栄町大字西園字北浜1610の5（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的

飛砂の防備

3 解除の理由

指定理由の消滅

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部森林保全課及び大栄町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第992号

次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

平成16年12月17日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

八頭郡若桜町大字中原字木地屋ノ下モ1308の4、1308の37から1308の43まで、字木地屋ノ上1319、1319の14、字大岩谷1325、1325の1から1325の3まで、1325の48から1325の69まで、字外ノ岡1347の9から1347の11まで、1347の98から1347の117まで、字大室1366の1から1366の5まで、1366の17、1366の19、1366の22、1366の27、1366の28、1366の50から1366の52まで、大字吉川字大林1399

2 保安林として指定された目的

水源のかん養

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、若桜町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び若桜町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第993号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、県道の区域を次のように決定したので、同項の規定により告示する。

その関係図面は、平成16年12月17日から2週間鳥取県県土整備部道路課（鳥取市東町一丁目220）において一般の縦覧に供する。

平成16年12月17日

鳥取県知事 片 山 善 博

路線名	区 間	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
奥谷正蓮寺 線	鳥取市桜谷字附当191 - 27地先から同市桜谷字中ノ丁214 - 7地先まで	14.0 ~ 35.0	839.0

鳥取県告示第994号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、県道の区域を次のように変更したので、同項の規定により告示する。

その関係図面は、平成16年12月17日から2週間鳥取県県土整備部道路課（鳥取市東町一丁目220）において一般の縦覧に供する。

平成16年12月17日

鳥取県知事 片 山 善 博

路線名	区 間	変 更 前後別	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
鳥取砂丘細川線	鳥取市福部町岩戸字高濱918 - 1 地先から同 市福部町細川字向山255 - 5 地先まで	変更前	7.0 ~ 16.0	171.0
		変更後	11.0 ~ 25.0	175.0

鳥取県告示第995号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のとおり県道の供用を開始するので、同項の規定により告示する。

その関係図面は、平成16年12月17日から2週間鳥取県県土整備部道路課（鳥取市東町一丁目220）において一般の縦覧に供する。

平成16年12月17日

鳥取県知事 片 山 善 博

路線名	区 間	供用開始の期日
鳥取砂丘細川線	鳥取市福部町岩戸字高濱918 - 1 地先から同市福部町細川字向山255 - 5 地先まで	平成16年12月17日

鳥取県告示第996号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、急傾斜地崩壊危険区域として次の区域を指定する。

その関係図面は、鳥取県県土整備部治山砂防課及び鳥取地方県土整備局において一般の縦覧に供する。

平成16年12月17日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 名称

谷地区急傾斜地崩壊危険区域

2 区域

次に掲げる地番の土地に存する標柱1号から標柱16号までを順次に直線で結んだ線及び標柱1号と標柱16号を結んだ線に囲まれた区域

土 地	標 柱
鳥取市国府町谷字中谷50	1号
鳥取市国府町谷字北平202 - 5	2号
鳥取市国府町谷字北平196 - 1	3号、5号及び6号
鳥取市国府町谷字北平201	4号
鳥取市国府町谷字北土居120	7号
鳥取市国府町谷字北土居118	8号
鳥取市国府町谷字南土居135地先道路敷	9号
鳥取市国府町谷字南土居138	10号
鳥取市国府町谷字道ノ下106	11号
鳥取市国府町谷字前田67 - 1	12号

鳥取市国府町谷字前田66 - 1	13号
鳥取市国府町谷字郷ノ木14 - 2	14号
鳥取市国府町谷字中谷28 - 1	15号
鳥取市国府町谷字中谷31 - 1	16号

鳥取県告示第997号

鳥取県建築基準法施行条例（昭和47年鳥取県条例第43号）第2条第1項の規定により、災害危険区域としての区域を指定する。

その関係図面は、鳥取県県土整備部建築課及び鳥取地方県土整備局において一般の縦覧に供する。

平成16年12月17日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 名称

谷地区災害危険区域

2 区域

次に掲げる地番の土地に存する標柱1号から標柱16号までを順次に直線で結んだ線及び標柱1号と標柱16号を結んだ線に囲まれた区域

土 地	標 柱
鳥取市国府町谷字中谷50	1号
鳥取市国府町谷字北平202 - 5	2号
鳥取市国府町谷字北平196 - 1	3号、5号及び6号
鳥取市国府町谷字北平201	4号
鳥取市国府町谷字北土居120	7号
鳥取市国府町谷字北土居118	8号
鳥取市国府町谷字南土居135地先道路敷	9号
鳥取市国府町谷字南土居138	10号
鳥取市国府町谷字道ノ下106	11号
鳥取市国府町谷字前田67 - 1	12号
鳥取市国府町谷字前田66 - 1	13号
鳥取市国府町谷字郷ノ木14 - 2	14号
鳥取市国府町谷字中谷28 - 1	15号
鳥取市国府町谷字中谷31 - 1	16号

鳥取県告示第998号

平成17年度及び平成18年度において県が発注する物品等の売買、修理等及び役務の提供（測量、建設コンサルタント、地質調査及び補償関係コンサルタント業務に係るものを除く。）に係る調達契約の競争入札参加資格を得ようとする者の資格審査の申請手続等について次のとおり定めたので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第2項（同令第167条の11第3項において準用する場合を含む。）及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第4条の規定により告示する。

平成15年鳥取県告示第669号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について）に基づいて認定された資格は、この告示に基づいて認定された資格とみなす。

平成16年12月17日

1 業種区分

競争入札参加資格（以下「資格」という。）の業種区分は、調達する物品等又は役務の種類に応じ、次のとおりとする。

文具・事務用機器類、図書・教材類、薬品類、油脂・燃料類、家具・調度品類、繊維・皮革・ゴム類、印刷類、車両・船舶及び航空類、電気通信機器類、医療・理化学機器類、機械器具類、工用材料類、看板・塗料類、役務、食品類、その他の物品並びに払下品類

2 申請の受付時期

平成17年2月10日から同年3月9日までとする。なお、それ以降の時期においても、随時受け付ける。

3 申請の方法

(1) 願書の入手方法

競争入札参加資格審査願（以下「願書」という。）は、鳥取県出納局出納室、鳥取県中部総合事務所県民局、鳥取県西部総合事務所県民局及び鳥取県日野総合事務所県民局で配布する。なお、送付による願書の請求は、140円切手を貼ったあて先明記の返信用封筒（日本工業規格の角形2号）を同封し、鳥取県出納局出納室に行くこと。また、インターネットのホームページ（http://www.pref.tottori.jp/suitoukyoku/suitou_yousiki.htm）から入手することができる。

(2) 願書の提出方法

願書に次の書類を添え、鳥取県出納局出納室用度担当（〒680 - 8570 鳥取市東町一丁目220 電話0857 - 26 - 7431）へ持参し、又は送付すること。

ア 経営実態調書（所定の様式によること。）

イ 法人にあっては、法人税、消費税及び地方消費税（延滞金及び加算金を含む。）に未納がないことを証する納税証明書（国税通則法施行規則（昭和37年大蔵省令第28号）別紙第9号書式（以下「第9号書式」という。）その3の3）並びに県税（延滞金及び加算金を含む、地方消費税を除く。）に未納がないことを証する納税証明書、個人にあっては所得税、消費税及び地方消費税（延滞金及び加算金を含む。）に未納がないことを証する納税証明書（第9号書式その3の2）並びに県税（延滞金及び加算金を含む、個人県民税及び地方消費税を除く。）に未納がないことを証する納税証明書（ただし、いずれも資格審査申請時前3月以内に発行されたものであって資格審査申請時前1年以内において納税義務の発生したものに限り、法人であって鳥取県内に事業所がないものは県税に未納がないことを証する納税証明書の提出は不要とする。）

ウ 法人にあっては商業登記簿謄本の写し（資格審査申請時前3月以内に発行されたものに限る。）

エ 営業に必要な許可、認可、届出、登録等の証明書の写し（該当する場合に限る。）

オ 国際標準化機構が定めた規格ISO14001に適合する旨の認証を取得している者にあつては、認証登録証の写し

カ 代表者が成年被後見人、被保佐人又は破産者でないことを証する書類（個人の場合に限る。）

キ 印鑑証明書又は印鑑登録証明書（資格審査申請時前3月以内に発行されたものに限る。）

ク 委任状（委任する場合に限る。）

ケ 使用印鑑届（見積り、入札、契約の締結並びに代金の請求及び受領の際に、印鑑証明がされた印鑑以外の印鑑を使用する場合に限る。）

(3) 願書等の作成に用いる言語

ア 願書は、日本語で作成すること。

イ 添付書類を外国語で作成したときは、日本語の訳文を付記し、又は添付すること。

ウ 添付書類の金額欄については、出納官吏事務規程（昭和22年大蔵省令第95号）第16条に規定する外国貨幣換算率により日本国通貨に換算し、記載すること。

4 資格の決定

資格は、次に掲げる事項を総合的に勘案して行う審査の結果に基づき決定する。

- (1) 資格審査申請時までの営業年数
- (2) 資格審査申請時の直前の2営業年度における製造高、販売高又は収入高について算定したそれぞれの年間平均
- (3) 資格審査申請時の直前の営業年度の決算（以下「直前決算」という。）における流動比率
- (4) 直前決算における経常収支比率
- (5) 直前決算における資本
- (6) 資格審査申請時における従業員の数
- (7) その他経営及び信用の状態

5 競争入札に参加することができない者

次に掲げる者には、資格を付与しない。

- (1) 成年被後見人及び被保佐人並びに破産者で復権を得ない者
- (2) 次の各項目のいずれかに該当すると認められる者（その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者を含む。）で、その事実があった後2年を経過していないもの。
 - ア 契約の履行に当たり、故意に製造を粗雑にし、又は品質若しくは数量に関して不正な行為をした者
 - イ 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正な利益を得るために連合した者
 - ウ 落札者が契約を締結すること、又は契約者が契約を履行することを妨げた者
 - エ 監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者
 - オ 正当な理由なくして契約を履行しなかった者
- (3) 願書又は添付書類に虚偽の事実を記載した者
- (4) 手形の不渡り処分を受けた者及び決算の内容により経営状態が不健全であると認められる者
- (5) 鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成7年7月17日付第157号）第3条の規定による指名停止措置を受けている者

6 資格審査の結果の通知

資格審査の結果については、資格決定通知書により通知する。

7 資格の有効期間

資格の有効期間は、平成17年4月1日から平成19年3月31日までとする。ただし、2の後段により随時申請をした場合は、資格を付与されたときから平成19年3月31日までとする。

教育委員会告示

鳥取県教育委員会告示第27号

定例教育委員会の会議を次のとおり招集した。

平成16年12月17日

鳥取県教育委員会委員長 山 田 修 平

- 1 日時 平成16年12月24日（金）午前10時～
- 2 場所 鳥取市東町一丁目271 教育委員室
- 3 議題

- (1) 鳥取県文化財保護審議会への諮問について
 (2) その他

公 告

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定による通知を受け取るべき森林所有者又はその森林に関し登記した権利を有する者（以下「森林所有者等」という。）の住所が不明なので、同法第189条の規定により、次のとおり公告する。

なお、森林所有者等及び関係人は、いつでも下記の保管場所で通知を受け取ることができる。

平成16年12月17日

鳥取県知事 片 山 善 博

- 1 通知の題名 保安林の指定施業要件の変更予定について
 2 通知の要旨 次の表の左欄に掲げる森林所有者等の所有又は権利に係る同表の右欄に掲げる土地について、森林法第33条の3において準用する同法第30条の規定により行った保安林の指定施業要件の変更予定の告示（平成16年11月26日付鳥取県告示第922号）の内容
 (告示の内容)
 (1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所
 次の表の左欄に掲げる森林所有者等の別に応じて、それぞれ同表の右欄に掲げる場所

佐々木 彬 夫	日野郡日野町舟場字ヒヤ谷624
"	日野郡日野町舟場字ヒヤ谷625
三 好 功 子	日野郡日野町舟場字ヒヤ谷626
三 好 庄太郎	"
佐々木 槌三郎	"
佐々木 高 子	日野郡日野町舟場字大ソバ632の 1
三 好 義 治	"
佐々木 良 介	"
三 好 淳 一	"
佐々木 高 子	日野郡日野町舟場字大ソバ632の 2
三 好 義 治	"
佐々木 良 介	"
三 好 淳 一	"
佐々木 熊 藏	日野郡日野町舟場字大ソバ634の 1
佐々木 彬 夫	"
飛 田 元 吉	日野郡日野町舟場字フドフ滝639の 1
三 好 庄太郎	"
佐々木 槌三郎	"
三 好 庄太郎	日野郡日野町舟場字小ソバ尻640の 2
佐々木 槌三郎	"
佐々木 高 子	日野郡日野町舟場字小ソバ尻641

三 好 義 治	〃
佐々木 良 介	〃
三 好 淳 一	〃
佐々木 彬 夫	日野郡日野町舟場字小ソバ谷644の 1
佐々木 高 子	日野郡日野町舟場字小ソバ谷645
三 好 義 治	〃
佐々木 良 介	〃
三 好 淳 一	〃
佐々木 彬 夫	日野郡日野町舟場字馬ノ瀬平646の 1
〃	日野郡日野町舟場字馬ノ瀬平649の 1
佐々木 高 子	日野郡日野町舟場字古峠西664
三 好 義 治	〃
佐々木 良 介	〃
三 好 淳 一	〃
佐々木 高 子	日野郡日野町舟場字古峠西665の 1
三 好 義 治	〃
佐々木 良 介	〃
三 好 淳 一	〃
佐々木 高 子	日野郡日野町舟場字古峠西665の 2
三 好 義 治	〃
佐々木 良 介	〃
三 好 淳 一	〃
佐々木 高 子	日野郡日野町舟場字古峠西665の 3
三 好 義 治	〃
佐々木 良 介	〃
三 好 淳 一	〃
佐々木 高 子	日野郡日野町舟場字古峠西666
三 好 義 治	〃
佐々木 良 介	〃
三 好 淳 一	〃
佐々木 高 子	日野郡日野町舟場字上ミ後口671
三 好 義 治	〃
佐々木 良 介	〃
三 好 淳 一	〃
佐々木 彬 夫	日野郡日野町舟場字下モ後口681の 1
〃	日野郡日野町舟場字下モ後口687
〃	日野郡日野町舟場字下モ後口687の 1
〃	日野郡日野町舟場字下モ後口688
〃	日野郡日野町舟場字山ノ神廻り706の 6
〃	日野郡日野町舟場字山ノ神廻り706の 7
〃	日野郡日野町舟場字山ノ神廻り706の12
三 好 貞一郎	日野郡日野町舟場字木戸ノ谷729
佐々木 彬 夫	日野郡日野町舟場字木戸ノ谷734

〃	日野郡日野町舟場字石塔758
〃	日野郡日野町舟場字カツラ谷761の1
〃	日野郡日野町舟場字カツラ谷765
〃	日野郡日野町舟場字カツラ谷766
〃	日野郡日野町舟場字カツラ谷767
〃	日野郡日野町舟場字カツラ谷768
〃	日野郡日野町舟場字カツラ谷769
〃	日野郡日野町舟場字ハカ谷803
〃	日野郡日野町舟場字ハカ谷807
宮 本 辨次郎	日野郡日野町舟場字ウルシ谷950
砂 流 淑 子	日野郡日野町舟場字牛谷962の1
佐々木 和 枝	日野郡日野町舟場字牛谷963
佐々木 彬 夫	日野郡日野町舟場字牛谷967
佐々木 五 郎	日野郡日野町舟場字牛谷969
佐々木 瀧次郎	日野郡日野町舟場字牛谷972
佐々木 彬 夫	日野郡日野町舟場字横ウス山1002
砂 流 淑 子	日野郡日野町舟場字正土ヶ平ラ1011
〃	日野郡日野町舟場字正土ヶ平ラ1012
佐々木 高 子	日野郡日野町舟場字篠平ラ口1019
三 好 義 治	〃
佐々木 良 介	〃
三 好 淳 一	〃
佐々木 高 子	日野郡日野町舟場字首切レ谷1023
三 好 義 治	〃
佐々木 良 介	〃
三 好 淳 一	〃

(2) 保安林として指定された目的

水源のかん養

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。

字エビレ谷1030の10 (次の図に示す部分に限る。)

(イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、日野町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び日野町役場に備え置いて縦覧に供する。)

3 通知の掲示場所 日野町役場

4 通知の保管場所 鳥取県農林水産部森林保全課